

■ Legal Update ■

ミャンマー投資委員会、公告第49/2014号等公表

法務法人地平ミャンマーチーム

ミャンマー投資委員会(Myanmar Investment Commission, 以下「MIC」)は、2014年8月にミャンマー外国人投資法(Myanmar Foreign Investment Law)に基づいて2013年1月31日に制定された公告等を改定又は制定して公表しました。以下において、制改定されたMIC公告第49/2014号及びMIC公告第51/2014号の具体的な内容について見ることにします。

1. MIC公告 第49/2014号

MIC公告第49/2014号は、外国人投資法第56条第(b)項に基づいて外国人投資家の事業活動の領域分類に関するMIC公告第1/2013号を改定したものであります。MIC公告第49/2014号は、これと関連して(i)外国人投資家の事業活動が禁止されている領域、(ii)ミャンマー内国人と合弁投資を通してのみ投資できる事業活動領域、(iii)特別の条件下においてのみ許容される事業活動領域に区分されています。

(1) 外国人投資家の事業活動が禁止されている領域

外国人投資家の事業活動禁止領域と関連して、MIC公告第1/2013号は21個の業種を定めていました。一方、MIC公告第49/2014号は、MIC公告第1/2013号に含まれていた「環境汚染及び残留性有機汚染物質に対するストックホルム協約で禁止している21種の有機汚染物質を生産する工業活動」など主に他の法令においても禁止されている業種を除いて、外国人投資の事業活動の禁止領域を国家防衛のための武器及び弾薬生産及び関連サービス、天然林の経営及び管理事業、翡翠と宝石の探査、測量及び生産など11個の業種に定めています。

(2) ミャンマー内国人と合弁投資を通してのみ投資できる事業活動領域

MIC公告第1/2013号は、ミャンマー内国人と合弁投資を通してのみ投資できる業種を42個に定めていましたが、MIC公告第49/2014号は、MIC公告第1/2013号に含まれていた業種のうち先端技術ワクチンの生産、橋梁、高速道路、高架型橋、地下鉄など運送インフラの開発事業、乗客及び貨物用水上運送サービス、造船所での船舶製造及び修理などを除いて30個の業種だけを定めています。

(3) 特別の条件下においてのみ許容される事業活動領域

本領域の場合、MIC公告第1/2013号と最も大きい変化がある部分であり、既存においては特別の条件と関連して(i)関連省庁の推薦によって許容される業種(13個省庁所管業種別)、(ii)その他類型の承認によって許容される業種、(iii)環境影響評価が必要な業種に細分化されていました。これに対して、MIC公告第49/2014号の場合、(i)関連省庁の推薦及びミャンマー内国人と合弁投資を通してのみ許容される業種(7個省庁所管業種別)、(ii)合弁投資及びその他違う条件遵守が必要な業種に区分し、上記(iii)を削除しました。これによって、本領域で定めている業種の大部分はミャンマー内国人又は連邦政府、関係省庁などと合弁投資方式のみで投資が可能になりました。

一方、MIC公告第49/2014号ではMIC公告第1/2013号で規定されていた流通関連業種が大部分削除され、また、該当公告で規定されていない業種の場合、100%外国人投資が可能である趣旨を明示しています(第2条)。このような規定の改定によって、流通などの業種に外国人投資家の100%投資が可能になったかについて関心が集まっています。しかし、現在ミャンマー商工省がMIC公告第1/2013号に規定されていた流通業など関連事項を別途の公告として用意している状況が把握されていて、MIC公告49/2014号にもかかわらず、ここに触れていない全ての業種に対して100%投資が可能であると速断するには難しい状況です。さらに、今までの実務経験上、MICまたは商工省以外で関係のある省庁で外国人の受け入れに対して別途の基準を用意する可能性があり、このような事項を確認することが重要に見えます。

2. MIC公告 第51/2014号

ミャンマー連邦共和国とMICは、外国人投資法第56(b)条及び内国人投資法第43(b)条に従って外国人投資法第12(j)条及び内国人投資法第11(k)条で定めた内国税免除及び減免の恩典が適用されない事業活動目録を次のように公表しました。

番号	事業活動
1	蒸留酒及びビール、タバコ、これと類似する商品、製造及び関連サービス
2	石油、ディーゼル、燃料及び天然ガスの販売
3	自動車整備及びこれと類似するサービス
4	投資額が小額(insignificant)であり、先端技術(advanced technology)が必要なく、内国人が容易に営むことができる産業分野。但し、労働集約的産業分野は除く。
5	保安林(reserved)内の土地を長期に賃借し営む木材の採取(extraction)、栽植(plantation)及び生産(production)
6	(原油と天然ガス探査及び生産を除く)天然資源の開発
7	居住用建物の建築及び分譲
8	車両及び設備の賃貸サービス
9	飲食業及び食品販売

一方、牛乳及び乳製品事業の場合、商業税は免税/減免恩典が適用されないが、関税の免税/減免は恩典が適用されます(MIC公告第51/2014号第2条)。